

中濃特別支援学校いじめ防止基本方針

1 学校の基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識の醸成に努める。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。

2 具体的ないじめの態様

【心理的苦痛を伴うもの】

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる 等

【物理的苦痛を伴うもの】

- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 等

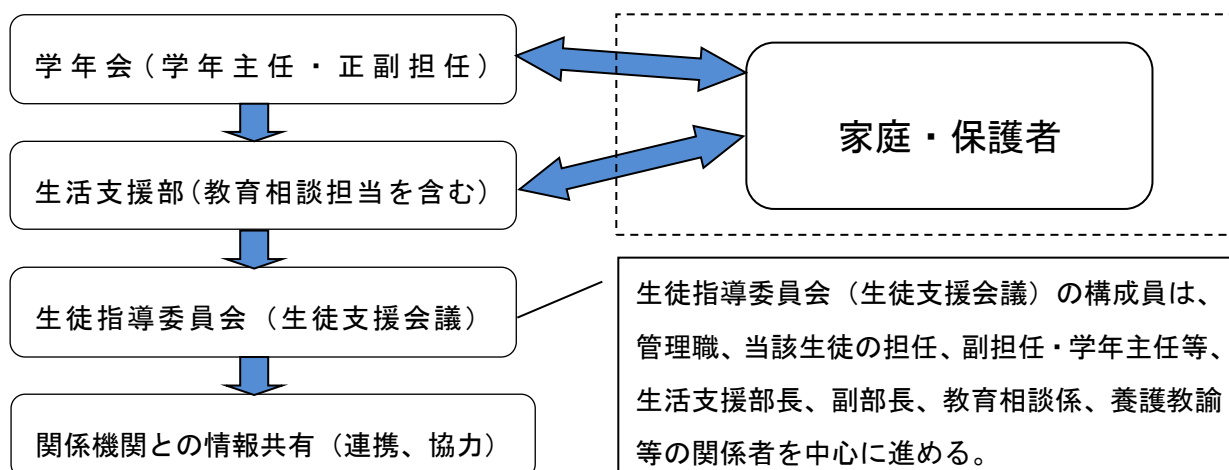
※その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

3 いじめ未然防止組織

名 称	中濃特別支援学校 いじめ問題対策委員会	
目 的	いじめ防止及び早期発見、早期対応、並びに重大事態発生時の調査及び対策を検討する。	
構成員	学校関係者	校長、本校教頭、分教室教頭、各部主事、生活支援部長、養護教諭 生活支援副部長、教育相談、各学部生徒指導主事
	第三者	スクールカウンセラー、保護者代表、地域住民代表
期 日	第1回【6月】	現状の確認及び、基本方針の検討し年間計画を決定する。
	第2回【2月】	取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針を検討する。
	重大事案発生時	対策、対応を検討する。

名 称	高等部いじめ問題対策会議	
目 的	高等部内の現状を関係者で共通理解する	
構成員	分教室教頭 高等部本校主事、分教室主事、生活支援部長、生活支援副部長 教育相談、学年主任、養護教諭	
期 日	学期1回	

4 いじめ問題発生時・発見時の初期対応、対処



5 年間計画

月	項目	取組内容
4	・第1回校内いじめ調査（高等部） ・個別懇談（保護者、生徒） ・情報交換会	・個別にいじめ、家庭の悩み、迷惑等の相談 ・児童生徒の体調確認、保護者との連絡 ・児童生徒の生活状況や問題等について共通理解
5	・第2回校内いじめ調査（高等部） ・第1回いじめ対策会議（高等部） ・情報交換会 ・スクールカウンセラーカウンセリング①	・個別にいじめ、家庭の悩み、迷惑等の相談 ・現状の共通理解 ・児童生徒の生活状況や問題等について共通理解 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
6	・第1回いじめ問題対策委員会 ・情報交換会 ・スクールカウンセラーカウンセリング②	・年間の取組について検討、学校の方針と具体的対応の確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について共通理解 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
7	・第2回いじめ対策会議（高等部） ・個別懇談（保護者、生徒） ・スクールカウンセラーカウンセリング③	・現状の共通理解 ・児童生徒の体調確認、保護者との連絡 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
8	・家庭訪問（必要者）	・家庭生活の状況確認
9	・個別懇談（保護者、生徒） ・スクールカウンセラーカウンセリング④	・児童生徒の体調確認、保護者との連絡 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
10	・情報交換会 ・職員研修、情報交換（部会、学年会等） ・スクールカウンセラーカウンセリング⑤ ・第3回校内いじめ調査（高等部） ・第3回いじめ対策会議（高等部）	・児童生徒の生活状況や問題等について共通理解 ・教育相談についての研修、情報交換 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング ・個別にいじめ、家庭の悩み、迷惑等の相談 ・いじめ、悩み、迷惑等調査（高等部）
11	・個別懇談 ・スクールカウンセラーカウンセリング⑥	・いじめ、悩み、迷惑等調査（高等部） ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
12	・個別懇談（保護者、生徒） ・第4回いじめ対策会議（高等部） ・スクールカウンセラーカウンセリング⑦	・毎日の児童生徒の体調確認、保護者との連絡ノートの活用 ・いじめ、悩み、迷惑等調査（高等部） ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
1	・スクールカウンセラーカウンセリング⑧	・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
2	・情報交換会 ・第5回いじめ対策会議（高等部） ・第2回いじめ問題対策委員会 ・スクールカウンセラーカウンセリング⑨	・児童生徒の生活状況や問題等について共通理解 ・現状の共通理解 ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
3	・来年度の計画	・年間計画の検討

6 情報等の取扱い（個人調査データについて）

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管する。